

島根県公立中学校臨時の任用教員等募集要項

令和 3 年 6 月 14 日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時の任用教育職員を以下のとおり募集します。

1 募集人数

松江市 中学校英語	1 名
出雲市 中学校英語	1 名

2 任用期間

採用時～令和 4 年 3 月 31 日の間で県が命じた期間

3 勤務内容

中学校において教諭に準ずる職務を行います。

※学習指導、生徒指導、その他校務に関する事務作業等

4 出願資格

以下のすべてに該当する者が出願できます。

○地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者

○中学校教諭普通免許状（該当教科）所有者

○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと

※選考において教育職員経験者（臨時の任用を含む）を考慮します。

5 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願書類

原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

「島根県公立学校臨時の任用教員等採用志願申込（令和 3 年度）（外部サイト）」より、次の書類の電子データを添付して志願申込をしてください。

- ① 写真
- ② 経歴調査表
- ③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

詳しくは、下記、島根県教育庁学校企画課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

なお、当分の間は従来どおり、下記書類を島根県教育庁学校企画課に提出していた
だいても受け付けます。

- ① 島根県公立学校臨時の任用教員等採用志願書(様式 1)
- ② 臨時の任用教員等採用志願票(様式 2)
- ③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

6 勤務条件（給料等）

（1）給 料

常勤の講師等として採用された場合は、学歴、経験年数によって給料月額を決定します。なお、60歳以上の者にあっては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、単身赴任手当、児童手当、へき地手当に準ずる手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

（2）勤務時間

午前8時15分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通です。

（3）休 日

- 日曜及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- 12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

（4）休 暇

- 有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます）
- その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

7 選考方法

- 書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

- 選考は隨時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

- 常勤講師としての勤務が難しい場合はご相談ください。

9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6164